

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設 · 拡充 · 延長 · その他)

No	5	府省庁名	総務省
対象税目	個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ()		
要望項目名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <p>中小企業技術基盤強化税制は、研究開発を行う中小企業が、法人税額から、試験研究費の一定割合を控除できる制度。中小企業技術基盤強化税制の意義は主に、①研究開発に関するリスクテイクの下支え、②研究開発投資のスピルオーバー効果（による過小投資の是正）、③国際的なイコールフィッティング、④分野や主体に関わらない幅広い研究開発の後押し、の4点。</p> <p>控除率は、一律12%が恒久的措置。時限的な上乗せ措置として、試験研究費の増加割合が、前3カ年の平均に比べ12%以下の場合は12%、それ以上の場合は、その増減割合に応じて、最大17%。</p> <p>控除上限は、原則として、法人税額の25%。時限的な上乗せ措置は以下。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売上高に対する試験研究費割合が10%超の場合には最大10%上乗せ。 ・ 増減試験研究費割合が12%超の場合には10%上乗せ。（上記措置との併用不可） ・ 特例措置の内容 <p>我が国の成長力・国際競争力を高めるには、中長期的に企業の研究開発投資の増加を促し、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブの強化が必要。特に、近年は、デジタルプラットフォーマーなど勝者総取り競争の勝者が、次なる勝者総取りを目指し、巨額資本を活用して科学に大型投資を行うなど、ビジネスが、極めて初期段階から科学を加速させる「科学とビジネスの近接化」ともいえる新たな時代に突入している中、我が国の戦略技術領域に対する研究開発投資を拡大し、大学等における戦略研究拠点との産学連携を促進する見直し等を行う。</p> <p>また、より多くの中小企業における研究開発投資を一層後押しする観点から、中小企業者向けの控除率の見直し、制度の明確化等、中長期的に企業の研究開発投資の増加を促すためのインセンティブの強化に向けた見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オープンイノベーション型の中に、特定大学等戦略研究拠点との共同・委託研究を追加（控除率のインセンティブを強化） ○ 大学等における戦略研究拠点との共同・委託研究時の対象費用の明確化、手続き合理化 ○ 税額控除の繰越制度の導入 ○ 高度研究人材の活用に関する特別試験研究費の拡充 ○ 試験研究費の範囲の明確化 ○ 試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合の上乗せ措置の適用期限の延長（3年間延長（令和10年度末まで）） ○ 中小企業者等について、試験研究費が12%超増加した場合の上乗せ措置の適用期限を延長（3年間延長（令和10年度末まで）） ○ 中小企業者等の手続きの明確化（試験研究費の算出に必要となる証憑等の周知） ○ オープンイノベーション型における中小企業者向けの控除率の上乗せ <p>等</p> 		
関係条文	地方税法第23条第1項第4号、同法第292条第1項4号、同法附則第8条		
減収見込額	[初年度] 精査中 (▲1,789) [改正増減収額] -		(単位：百万円)

要望理由	<p>(1) 政策目的 我が国の研究開発投資総額（令和5年度：22.1兆円）の約7割（同：16.2兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国の民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約7割を担っており、イノベーション創出にあたって中核的な機能を果たしている。我が国の経済成長力、国際競争力の維持・強化を図っていくためには、民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進していく必要がある。 一般的に、研究開発投資は、企業にとっては「今すぐには稼げない」投資であり、その経済効果も後から生まれるものであることから、短期的に見た場合には優先順位が低くなる。 また、研究開発投資は、一企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える（スピルオーバー効果）いわゆる外部経済性を有するため、社会的に望ましい水準を下回り過小投資となりやすい性質も持つ。そのため、我が国の成長力・国際競争力の源泉となる研究開発活動を適正水準へと促し、さらに加速させるためには政府による支援が必要である。 革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。 加えて、近年、科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化」の時代が到来し、各国は、戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下している。また、各国においてイノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化している。このため、戦略技術領域に対する研究開発投資を拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコールフッティングな投資環境の整備等に必要な税制措置を講じることが必要である。 特に、全企業の約99.7%を占め、雇用の約7割を担う中小企業は日本経済の屋台骨であり、イノベーションを通じた「稼ぐ力」の向上、企業の成長が重要となる。中小企業における研究開発投資は年々増加しているが、大企業との差は依然大きいところ、研究開発投資を通じた企業のスケールアップを後押ししていくため、必要となる中小企業向けの税制措置を講じることが必要である。</p>
本要望に 対応する 縮減案	

今回の要望 (税負担軽減措置等) に 関連する事項	合理性	令和8年度概算要求における政策体系図 【基本計画】 V. 情報通信（ICT政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進 ○科学技術・イノベーション基本計画 [令和3年3月26日閣議決定] 第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化 (b) あるべき姿とその実現に向けた方向性 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】(主要指標) - 2021年度より2025年度までの、政府研究開発投資の総額の規模：約30兆円 - 2021年度より2025年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額：約120兆円（政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案） ○経済財政運営と改革の基本方針2025 [令和7年6月13日閣議決定] 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着～賃上げ支援の政策総動員～ (中堅・中小企業による賃上げの後押し) 中堅企業の研究開発や大規模設備投資を支援するとともに、ファンド等からの出資を通じ、資金調達環境を整備する。～略～100億円超えの売上げを目指すことを宣言する企業の設備投資支援等を行うとともに、中小・小規模事業者の新事業進出・事業構造転換、研究開発及び新製品・サービス開発を支援する。 3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加～略～ (4) 先端科学技術の推進 我が国の国力に直結する科学技術・イノベーション力を強化し、国際競争を勝ち抜くため、官民が連携して大胆な投資を行い、多様で豊富な「知」を生み出すエコシステムを活性化する。このため、社会課題解決の原動力となるAI、量子、フュージョンエネルギー、マテリアル、バイオ、半導体、次世代情報通信基盤（Beyond 5G）、健康・医療等について、分野をまたいだ技術融合による研究開発・社会実装を一気通貫で推進する。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版 [令和7年6月13日閣議決定] III. 投資立国の実現 2030年度135兆円、2040年度200兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。 1. 中堅企業の創出・成長加速 ②中堅企業の研究開発・輸出の促進～略～ 同時に、中堅・中小企業による大学等との連携も含めた研究開発を大胆に促すための仕組みを検討する。 V. 科学技術・イノベーション力の強化 1. 産業競争力を高めることを軸とした戦略的に重要な技術領域への一気通貫での支援 研究開発を通じた日本企業の産業競争力の向上の観点から、各国が戦略的に重要な技術領域を見極めて、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、人材育成・研究開発・成長する大学などの拠点形成・設備投資・スタートアップ育成・ルール形成等の政策を一気通貫で講じる中、我が国において戦略的な重要技術領域でのイノベーションを誘発していくための取組を強化していく。 このためにも、重要技術領域での企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要な拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進等に加え、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するため、これまで実施してきた施策の振り返りも踏まえつつ、研究開発税制等の税制によるメリハリあるインセンティブを検討する。 ○経済産業政策新機軸部会 第4次中間整理～成長投資が導く2040年の産業構造～[令和7年6月3日] IV. 長期目標に向けた施策の進捗と今後検討が必要となる政策 (10) イノベーション・スタートアップ ③今後必要な施策 【国として重要な技術領域への一気通貫での集中支援】 (研究開発投資インセンティブの重点化・強化) ・研究開発税制について、戦略的に重要な技術への企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要な拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進、製造業のみならず非製造業における研究開発の促進、中堅企業の成長につながる研究開発投資の拡大に関するインセンティブの強化を検討する。 ・研究開発税制等について、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブの強化を検討する。

		<p>官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする。 (政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案)</p> <p>※2026 年度（令和 8 年度）以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和 7 年度中を目途に第 7 期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められており、本特例措置の目標についても同計画を踏まえて設定。</p>																																								
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ○オープンイノベーション型の中に、特定大学等戦略研究拠点との共同・委託研究を追加（控除率のインセンティブを強化） ○大学等における戦略研究拠点との共同・委託研究時の対象費用の明確化、手続き合理化 ○税額控除の繰越制度の導入 ○高度研究人材の活用に関する特別試験研究費の拡充 ○試験研究費の範囲の明確化 ○中小企業者等の手続きの明確化（試験研究費の算出に必要となる証憑等の周知）。 ○オープンイノベーション型における中小企業者向けの控除率の上乗せ (以上、適用期限の定めなし) ○試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置 ○中小企業者等について、試験研究費が 12%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組み (以上、令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（3 年間）) 																																								
	同上の期間中の達成目標	第 7 期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中																																								
	政策目標の達成状況	<p>○官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にするとの達成目標に対して、2021 年度～2023 年度の研究開発投資総額の合計は約 62.5 兆円となっている。</p> <p>研究主体別研究費の推移（兆円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2021 年度</th> <th>2022 年度</th> <th>2023 年度</th> <th>2024 年度</th> <th>2025 年度</th> <th>合計</th> <th>目標値（2021～2025 年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総額</td> <td>19.7</td> <td>20.7</td> <td>22.0</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>62.5</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>企業</td> <td>14.2</td> <td>15.1</td> <td>16.1</td> <td>－</td> <td>－</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非営利団体・公共機関</td> <td>1.7</td> <td>1.7</td> <td>2.0</td> <td>－</td> <td>－</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大学等</td> <td>3.8</td> <td>3.8</td> <td>3.9</td> <td>－</td> <td>－</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[出典：2024 年（令和 6 年）科学技術研究調査（総務省）]</p>		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	合計	目標値（2021～2025 年度）	総額	19.7	20.7	22.0	－	－	62.5	120	企業	14.2	15.1	16.1	－	－			非営利団体・公共機関	1.7	1.7	2.0	－	－			大学等	3.8	3.8	3.9	－	－		
	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	合計	目標値（2021～2025 年度）																																			
総額	19.7	20.7	22.0	－	－	62.5	120																																			
企業	14.2	15.1	16.1	－	－																																					
非営利団体・公共機関	1.7	1.7	2.0	－	－																																					
大学等	3.8	3.8	3.9	－	－																																					
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>○令和 8 年度適用件数見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業技術基盤強化税制 6,016 件／事業年度 ・オープンイノベーション型 2,941 件／事業年度 																																								
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	研究論文 (Kawahara et al. (2014)) によれば、2003 年度の税制改正における総額型の導入により、研究開発投資が 3.0～3.4% 増加したとされている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所が EBPM の一環として行った研究のディスカッションペーパー (池内 (2022)) によれば、2015 年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で 14.4% の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。以上のように、本税制の効果分析は一定程度行われているところであるが、こうした過去の分析等を踏まえつつ、引き続き、本税制の効果分析について検討していく。																																								

	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	なし																																				
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定																																				
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>なお、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p> <p>民間研究開発投資に対する政府支援の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>研究開発税制等</th> <th>補助金等</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>5.89%</td> <td>1.85%</td> <td>7.74%</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td>5.20%</td> <td>3.90%</td> <td>9.10%</td> </tr> <tr> <td>英国</td> <td>15.05%</td> <td>5.13%</td> <td>20.18%</td> </tr> <tr> <td>独国</td> <td>0.19%</td> <td>3.52%</td> <td>3.71%</td> </tr> <tr> <td>仏国</td> <td>19.48%</td> <td>9.39%</td> <td>28.87%</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>5.65%</td> <td>4.91%</td> <td>10.56%</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>12.54%</td> <td>2.40%</td> <td>14.94%</td> </tr> <tr> <td>OECD 平均</td> <td>6.5%</td> <td>4.81%</td> <td>11.31%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典 : OECD Government direct funding and tax support for business R&D, 2023 As a percentage of BERD)</p> <p>※独国は従来税制支援制度が無かつたが、研究開発に係る税制上の優遇措置に関する法律 Research Allowance Act (RAA) を2019年可決、2020年1月から施行。</p>		研究開発税制等	補助金等	合 計	日本	5.89%	1.85%	7.74%	米国	5.20%	3.90%	9.10%	英国	15.05%	5.13%	20.18%	独国	0.19%	3.52%	3.71%	仏国	19.48%	9.39%	28.87%	韓国	5.65%	4.91%	10.56%	中国	12.54%	2.40%	14.94%	OECD 平均	6.5%	4.81%	11.31%
	研究開発税制等	補助金等	合 計																																			
日本	5.89%	1.85%	7.74%																																			
米国	5.20%	3.90%	9.10%																																			
英国	15.05%	5.13%	20.18%																																			
独国	0.19%	3.52%	3.71%																																			
仏国	19.48%	9.39%	28.87%																																			
韓国	5.65%	4.91%	10.56%																																			
中国	12.54%	2.40%	14.94%																																			
OECD 平均	6.5%	4.81%	11.31%																																			
相 當 性	要望の措置の 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。 研究開発税制については、平成29年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。さらに、令和元年度税制改正、令和3年度税制改正、令和5年度改正のそれぞれにおいて控除率カーブを変更し、更なるメリハリの強化を進めてきたところ。 しかしながら、2021年に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」において「官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする」ことが目標として示されており、官民合わせた研究開発投資（名目）は増加傾向にあるが、目標（第6期基本計画中に約120円）とは乖離がある状況（第1回 総合科学技術・イノベーション会議 基本計画専門調査会（令和6年12月24日））。このため、引き続き、企業の研究開発投資を増加させていくことが必要な状況であり、所要の重点化等を図った上で図った上で延長をすることが妥当。 科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化」の時代が到来。各国は、戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下している。また、各国においてイノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化している。このため、現行の一般型を土台として民間の創意工夫を分野を問わず支えた上で、戦略技術領域に対する研究開発投資を拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコールフッティングな投資環境の整備等が必要。 																																				

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関する事項	税負担軽減措置等の適用実績	<p>① 減収額実績（うち、資本金1億円以下の法人分）</p> <p><中小企業技術基盤強化税制></p> <p>令和3年度 256億円（254億円） 令和4年度 241億円（237億円） 令和5年度 258億円（250億円）</p> <p><オープンイノベーション型></p> <p>令和3年度 151億円（6億円） 令和4年度 141億円（12億円） 令和5年度 226億円（14億円）</p> <p>② 適用件数（うち、資本金1億円以下の法人分）</p> <p><中小企業技術基盤強化税制></p> <p>令和3年度 5,558件（5,542件） 令和4年度 5,636件（5,624件） 令和5年度 5,638件（5,624件）</p> <p><オープンイノベーション型></p> <p>令和3年度 593件（287件） 令和4年度 2,752件（1,728件） 令和5年度 3,120件（1,974件）</p> <p>（出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」）</p>
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p><中小企業技術基盤強化税制></p> <p>令和3年度 18億円 令和4年度 17億円 令和5年度 18億円</p> <p><オープンイノベーション型></p> <p>令和3年度 0.4億円 令和4年度 0.9億円 令和5年度 1億円</p>
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>○企業の研究開発費の推移（うち、資本金1億円未満の企業分）</p> <p>平成26年度 135,864億円（5,141億円） 平成27年度 136,857億円（4,404億円） 平成28年度 133,183億円（4,357億円） 平成29年度 137,989億円（3,955億円） 平成30年度 142,316億円（3,809億円） 令和元年度 142,121億円（4,077億円） 令和2年度 138,608億円（4,261億円） 令和3年度 142,244億円（4,787億円） 令和4年度 151,306億円（7,195億円） 令和5年度 161,199億円（5,511億円）</p> <p>（出典：総務省「科学技術研究調査」）</p>
	前回要望時の達成目標	官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする。

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	目標期間中であるが、官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円（5 年間）にするとの達成目標に対して、2021 年度～2023 年度の研究開発投資総額の合計は約 62.5 兆円（3 年間）。
これまでの要望経緯	<p>昭和 42 年度 創設 増加した試験研究費の 25% 税額控除</p> <p>昭和 43 年度 拡充 12% を越える増加分…50% 税額控除 12% 以下増加分……25% 税額控除</p> <p>昭和 49 年度 縮減 15% を越える増加分…50% 税額控除 15% 以下増加分……25% 税額控除</p> <p>昭和 51 年度 縮減 増加した試験研究費の 20% 税額控除</p> <p>昭和 60 年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設</p> <p>昭和 63 年度 拡充 特定株式の取得価額の 20% を増加試験研究費として特別加算</p> <p>平成 5 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設 (共同試験研究促進税制の創設)</p> <p>平成 6 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (国際共同試験研究促進税制の創設)</p> <p>平成 7 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を追加)</p> <p>平成 9 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を行う民間企業が自社内で支出する試験研究費を税額控除の対象に追加)</p> <p>平成 11 年度 拡充 比較試験研究費の額を過去 5 年間の各期の試験研究費の額の多い方から 3 期分の平均額とし、当期の試験研究費の額を超える場合には、その比較試験研究費の額を超える部分の金額の 15% 相当額を税額控除する制度へ改組。 特別税額控除限度額を当期の法人税額の 12% 相当額（特別試験研究の額がある場合には、その支出額の 15% 相当額を加算することとし、当期の法人税額の 14% 相当額）に変更。</p> <p>縮減 基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑化法の特定事業者に係る特例の廃止。</p> <p>平成 13 年度 拡充 特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を追加。</p> <p>縮減 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金の廃止。</p> <p>平成 15 年度 拡充 試験研究費総額の一定割合の税額控除制度（総額型）の創設。</p> <p>平成 18 年度 拡充 試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創設。 縮減 税額控除率の 2% 上乗せ措置の廃止。</p> <p>平成 20 年度 拡充 試験研究費の増加額 × 5% を税額控除する制度（増加型）の創設。 売上高の 10% を超える額 × 一定比率を税額控除する制度（高水準型）の創設。</p> <p>平成 21 年度 拡充 産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。 拡充 （経済対策）総額型等について①控除上限の引上げ（20%→30%）、 ②税額控除限度超過額の平成 23、24 年度への繰越控除を措置（22 年度末まで）。</p> <p>平成 22 年度 延長 増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長（23 年度末まで）。</p> <p>平成 23 年度 縮減 総額型の控除上限を 20% から 30% に引き上げる措置について、適用期限延長せず。 延長（平成 23 年 6 月再つなぎ法） 総額型の控除上限を 20% から 30% に引き上げる措置を延長（23 年度</p>

末まで)。

平成 24 年度 延長 増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長 (25 年度末まで)。

平成 25 年度 拡充 総額型の控除上限の引上げ (20%→30%) (26 年度末まで)

平成 26 年度 拡充 増加型・高水準型の適用期限を 3 年間延長 (28 年度末まで)

増加型を、試験研究費の増加割合に応じて控除率が高くなる仕組み
(最大 30%まで) に改組。

平成 27 年度 拡充 総額型と特別試験研究費税額控除制度 (OI 型) をあわせ、控除上限
を 30% (総額型 25%、OI 型 5%) にするとともに、両制度を適用期
限の定めのない措置に改組。

OI 型について、①控除率の引上げ (12%→20%/30%)、②対象費用
の拡大 (中小企業者等からの知財権の使用料の追加)。

縮減 繰越控除制度の廃止。

平成 29 年度 拡充 増加型を廃止した上で、試験研究費の増減率に応じて総額型の控除
率が変動する仕組みを導入 (控除率の一部は 30 年度末まで)。

売上高試験研究費割合が 10%超の場合、その割合に応じて控除上限を
上乗せできる仕組みを導入 (30 年度末まで)。

中小企業者等について、試験研究費が 5%超増加した場合に控除率及
び控除上限を上乗せする仕組みを導入 (30 年度末まで)。

試験研究費の定義を見直し、サービスの開発を支援対象に追加。
OI 型の要件を緩和。

延長 高水準型の適用期限を 2 年間延長 (30 年度末まで)。

令和 元年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の控除上限引上げ (5%→10%)、支援
対象の拡大及び一部控除率の引上げ

総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。

高水準型を廃止し、試験研究費割合が 10%超の場合の控除率上乗せ措
置を創設 (令和 2 年度末まで)。

ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。

延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長 (令和 2 年度末まで)

令和 3 年度 拡充 一般型 (総額型から改名) の控除上限を 25%から 30%に引き上げ (2
年間)

※2020 年 2 月 1 日より前に終了する事業年度と比較し一定の要件を満
たした場合。

一般型の控除率を見直し増加インセンティブを強化。

自社利用ソフトウェアに区分されるソフトウェアに関する試験研究費
を税額控除対象に追加。

特別試験研究費における共同研究の相手方に国立研究法人の外部化法
人及び人文系の研究機関を追加。

縮減 特別試験研究費について、50 万円超の共同研究に限定。

延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長 (令和 4 年度末まで)

令和 5 年度 拡充 一般型試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する仕組みを
導入するとともに、控除率の傾きを見直し増加インセンティブを強
化。

ビッグデータや AI 等を活用したサービス開発において、データの収
集だけでなく、既存データを利活用する場合も対象に追加。

特別試験研究費におけるスタートアップの定義を見直すとともに、高
度研究人材の活用を促す措置を追加。

延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を 3 年間延長 (令和 7 年度末まで)

令和 6 年度 縮減 試験研究費の額の範囲から、居住者が国外事業所等を通じて行う事
業に係る費用の額を除外。一般型について、増減試験研究費割合が 0
に満たない場合の税額控除割合を適用年分の区分に応じて見直すと
ともに、税額控除割合の下限を 1%から 0%に引き下げ。